

# 事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策Ⅲ-4-5  
環境保全の推進

## 1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長

廃棄物対策課長 長田 茂男

電話番号

0852-22-6173

事務事業の名称	PCB廃棄物処理推進事業	
目的	(1) 対象	島根県内でPCB廃棄物及びPCB使用製品を保有している事業者
	(2) 意図	1. 保有中のPCB廃棄物等を法律で定める期間の末日までに適正に処理させる 2. 保有中のPCB廃棄物等が処理されるまでの間、適正に保管させる
事業概要	【処理費用の助成】 中小企業者等が保有する高濃度PCB廃棄物（変圧器、コンデンサー、安定器等）の処理費用を軽減するための基金に対し補助を行う。 【適正処理の推進】 未処理の事業者に対する制度周知を行うとともに、保有事業者に対する早期かつ適正な処理の指導を実施する。	

## 2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	
1	指標名	高濃度PCB廃棄物処理率	目標値		95.0	96.0	98.0	100.0	%
	式・定義	処理済みのPCB廃棄物量/処理開始前のPCB廃棄物保管量	取組目標値						
			実績値	94.2	94.8	95.6			
			達成率	-	99.8	99.6	-	-	%
2	指標名	適正保管率	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	%
	式・定義	保管状況等届出事業場数/PCB廃棄物保管事業場数	取組目標値						
			実績値	100.0	100.0	94.8			
			達成率	-	100.0	94.8	-	-	%

## 3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	7,292	20,185
うち一般財源 (千円)	0	0

## 4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	③改善策を検討中
---------------------	----------

## 5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

【高濃度PCB廃棄物の処理状況】未処理台数/進捗率	
変圧器類	0台/100.0%
コンデンサー類	15台/98.7%
安定器等	417台/95.2%
※平成30年3月末における推計	

## 6. 成果があったこと（改善されたこと）

- 高濃度PCB廃棄物について、掘り起こし調査により保有者を把握するとともに、把握できた保有者に対して適正保管・早期処理について指導を実施出来た。
- 過去5回に渡る重点搬入期間での取組により、把握している高濃度PCB廃棄物の処理は約9割以上が完了した。
- 高濃度PCBのうち変圧器・コンデンサーについては全て処分委託が完了しており、処理についても98.7%が処理完了となっているとともに未処理のものもH30年度内に処理される見込みである。
- 高濃度PCB廃棄物のうち安定器については自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査により基本的に網羅できたところであるが、さらに漏れなく掘り起こしを行うため、国において調査対象事業者の追加がなされたところである。

## 7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

- ①困っている「状況」
- 高濃度PCB廃棄物（変圧器、コンデンサー、安定器等）で把握できていないものが存在する可能性があり、これらの廃棄物が適正処理、適正保管されなければならない。
- ②困っている状況が発生している「原因」
- 高濃度PCB廃棄物のうち変圧器・コンデンサーについては、掘り起こし調査により網羅されているが、調査対象外の者や場所に存在する可能性がある。
  - 高濃度PCB廃棄物のうち安定器についても、掘り起こし調査により基本的に網羅されているが、さらに漏れなく掘り起こしを行うため国において調査対象事業者の追加がなされたところであり、これらの調査対象事業者の安定器の保有状況が把握できていない。
  - 高濃度PCB使用製品及び廃棄物のうち汚染物についても保有状況が把握できていない
- ③原因を解消するための「課題」
- 広く県民に向けてPCBに関する周知・啓発のための広報を実施し、県民や事業者の協力を得る。
  - 追加された調査対象事業者におけるPCB使用安定器の保有を把握し、届出を指導する。
  - 届出された事業者に対して適正保管、適正処理の指導を実施する。
  - 高濃度PCB汚染物について、情報収集及び関係者への情報提供を実施する。

## 8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

- 適正な処理は適正な届出からはじまることから、事業者に対して引き続き広報を実施し、適正な届出を促す。
- 環境省・地方環境事務所、地方産業保安監督部、JESCO等の関係機関と連携し未処理事業者の把握を行うとともに、保有事業者に対し適正保管と早期処理を個別に指導し、処理期限までの一日でも早い処理完了を目指す。
- 高濃度PCB含有変圧器・コンデンサーが発見された場合、処分に向けて行政処分も含めた対応を実施する。また、処理期限内に処分が行われないおそれがある場合、行政代執行を行う。
- 追加された調査対象事業者におけるPCB使用安定器の保有状況の把握にあたっては、効率的・効果的な手法を検討する。